

1. 教師教育(教員養成・教員研修)を担う教育学部の課題と展望

—学部・大学院カリキュラム改革の取り組み—

岐阜大学教育学部長 古田善伯

1 学部教育について

岐阜大学教育学部では、文部科学省から国立の教員養成系大学・学部の在り方に関する懇談会報告書「今後の国立大学の教員養成系大学・学部の在り方について」(平成13年11月)が提示されたことを受け、この報告書に示された指摘事項について幾度となく慎重に検討した。この経緯を踏まえて、学部段階においてこれまで実施されてきた従来の教育実習だけでは教育実践能力を高めるには不十分と考え、学部の1年生から4年生の全ての学年において学校現場での教育体験を系統的にカリキュラムの中に仕組むことが必要であるという結論に至り、「ACTプラン」を平成15年度から実施することになった。ACTプランを実施するに当たっては、岐阜市教育委員会及び岐阜市内の小・中学校の協力を得て、幾つかの学校で試行的に実践し、正式に実施するための準備を進めた。その結果、平成15年度からACTプランの実習を全学年に渡って実施する体制が整い、今日に至っている。

これまでに実施してきたACTプランの実践報告については、別のところで報告されているので、ここではACTプランが提起されるに至った経緯について若干触れてみたい。

ACTプランは、当時の学部改革委員会において、その案(たたき台)が検討され、教授会等において何度も修正を行いながら最終的にカリキュラムの中に位置づけることとなった。学部改革委員会で検討した当初のACTプランの内容は、教職トライアル(1年生対象)、教職リサーチ(2年生対象)、教職プラクティス(従来の教育実習、3年生対象)、教職インターン(4年生対象)の4つの実践科目を教職科目、各教科科目と密接に関連させて展開できるようにすることを配慮したものであった。すなわち、教員養成に必要とする理論と実践の融合を念頭に置いていた。現在展開しているACTプランは、この経緯を踏まえて進められてきているが、それぞれの実践の場面においては検討すべき課題が生じているので、今後は教育委員会及び学校と協議して個々の課題を解決していくことになる。また、これまでの実践をこれからも継続しながら、学習者(学生)が実践の場で理論をどのように生かしているのか、あるいは理論学習の場で実践経験がどのように生かされているのかという視点から、すなわち理論と実践の融合という視点からカリキュラム等を含めた教育体制の在り方について検討することが求められる。

一方、平成18年7月11日に中央教育審議会が「今後の教員養成・免許制度の在り方について」(答申)を出したが、この中に「教職実践演習(仮称)」が示され「学びの軌跡の集大成」として新しい必修科目が位置づけられようとしている。この科目の内容は教員として求められる以下の4つの事項で構成されている。

- ①使命感や責任感，教育的愛情等に関する事項
- ②社会性や対人関係能力に関する事項
- ③幼児児童生徒理解や学級経営等に関する事項
- ④教科・保育内容等の指導力に関する事項

今後は，この4つの事項内容を含む「教職実践演習（仮称）」をカリキュラムの中に位置づけていくことが求められてくるが，本学部ではACTプランの中で実施している教職インターン（4年生）をこの演習に対応させて検討していくことになるであろう。もっとも，この演習を展開するためには学校現場及び教育委員会とこれまで以上に密接な連携を維持していくことが求められ，さらには学校での指導経験者を本学部の教員として採用していくことも求められるであろう。

以上に示した「教職実践演習（仮称）」に関わる学部の教育体制の改革を進めることが本学部の目の前の大きな課題となる。

2 大学院教育について

大学院教育の課題と展望については「教師教育研究」第2号（2006年3月）にすでに示したので，今回はその後の経緯を踏まえた課題と展望について述べることにする。

現代GPの補助金（平成16年度～平成18年度）を活用して準備を進めてきたインターネット型大学院を平成19年度から実際に開始（カリキュラム開発専攻は平成18年度から開始）することになり，現在その準備が着々と進んでいる。平成19年度の大学院入試（平成18年10月実施）の結果ではインターネット型大学院で受講することを希望する受験者が11名あり，その中には県外の管理職の教員も見受けられる。この現代GPの成果に関しては，外部評価委員会での検討もすでに終了しており，今後は外部からの意見も聴取しながら内容の充実を図っていくことになる。

インターネット型大学院は全国的な展開が可能であることから，これからも県外からの受験者が多くなることが予想される。そのため，インターネット型大学院を運用・維持するための人材確保が必須になり，この点が今後の重要な課題となり，これを克服することが求められる。

一方，平成19年度から開始される予定であった教職大学院の制度が1年遅れて平成20年度から開始されることとなり，本研究科でこれまで進めてきた教職大学院の計画を再検討することとなった。当初は最小規模の教職大学院を構想していたが既存の専攻科の改編も含めて検討する必要があるということで，その検討を進めてきた。

教職大学院を設置するに当たっては，県教育委員会との協同作業として構築することが強く求められ，また既存の教育学研究科と教職大学院の違い（住み分け）がどのようなものかといった点についての説明が求められている。さらには，教職大学院のスタッフとして4割の実務家教員を配置することが義務付けられている。本研究科では，これらの課題を解決するために，これまで数回に渡って大学と県教育委員会との合同会議を開いて，教職大学院の内容について慎重に検討してきており，その骨格はほとんど形成されている。今後は教職大学院の設置実現に向けての概算要求に力を注いでいくことになる。

3 教員研修について

これまで，県教育委員会と連携して，岐阜県の教員研修（6年目研修及び12年目研修など）を

岐阜大学キャンパスで実施してきており、その内の12年目研修については、つくば市にある独立行政法人教員研修センターが公募した「教員研修モデルカリキュラム開発プログラム」(平成18年度)に本学部のテーマ「教育委員会と大学の連携協力による課題探求型研修カリキュラムの開発」が採択された。この内容については別のところで説明されるのでここでは省略するが、本学部・研究科としては教員研修に積極的に対応していくというスタンスで望んできた。この取り組みは本学部・研究科の特色であるといえる。

ところで、教員研修とは別の次元として、このところ教育再生会議で議論されている教員免許更新制が現実に実行されようとしているが、この制度が本当に実施されるとなると本学部・研究科としては重大な改編が迫られると考えられる。もちろんこの制度を施行するのは教育委員会が中心となるが、実質的な活動の場になるのは教職課程の設置されている大学となろう。

前述の中教審の答申では、教員免許の更新は10年毎に行い、最低30時間の講習を行うものであり、この更新の要件を満たさない場合は、教員免許は更新されず、失効するというものである。ちなみに、岐阜県内の教員数を基本にすると毎年2000名近くの教員が更新することになるといわれている。これだけ多数の教員の講習を毎年行うとなれば本学部のみでは対応できないことは自明である。そこで、県内の教職課程の設置されている大学が県教育委員会と協力して講習を行うことが求められるが、それにしても相当に多い教員が更新のための講習を受けることになり、本学部・研究科としては、そのための対応が目前に迫っているといえる。したがって、今後は従来の教員研修とは別に、教職大学院の設置を含めて教員免許更新制への対応も極めて重要な課題になると考えられる。